

海外経済要録

国際機関

◇ IMF・世銀年次総会等の開催

1. 第30回 IMF・世銀年次総会は、9月1日から5日までの5日間、ワシントンにおいて加盟127か国（IMF 127か国、世銀126か国）の代表が参加して開催されたが、本年は、総会開催前および開催中に、10か国蔵相・中央銀行総裁会議（8月31日）、第4回 IMF暫定委員会（8月31日）、第4回世銀・IMF合同開発委員会（9月3、4日）等諸会議があいついで開かれた。今次諸会議では、世界経済情勢、国際通貨問題、発展途上国問題等が主要議題としてとりあげられた。世界経済情勢については、世界景気の予想以上の深刻化や世界貿易の縮小という実情を踏まえ景気回復の方策を巡って議論が展開された。また国際通貨問題については、IMF第6次増資、金問題（IMF保有金処分、通貨当局の金取引等）につき多大の進展がみられたほか、発展途上国援助問題についても、特別信託基金の設立が合意を見るに至った。なお、通貨問題の一つの焦点である為替相場問題については、今次一連の会議では格別の進展をみず、今後の討議にゆだねられることになった。

2. 今次諸会議においては、世界的な景気後退と貿易の縮小が続いているという現状の下、例年以上に景気問題に関する論議が活発に行われたが、その際における主要各国の主な論点は以下のとおりである（なお、国際通貨問題、発展途上国問題に関する合意についてはコマニケ参照）。

世界経済情勢については、IMF当局から、①世界は予想以上に深刻な景気後退に陥っていること、②とくに主要国の景気停滞が顕著であること、③先進国の景気停滞に伴う輸入減少を映じて発展途上国、なかんずく、非産油発展途上国が国際収支の大幅赤字に悩んでいること、などを指摘する報告が提出された。このような事実を踏まえ、ウィッテフェーンIMF専務理事は総会冒頭の演説において、世界が現在の景気後退から脱出するには先進国が一致して景気刺激策を採ることが必要である旨強調し、とくに米国、西ドイツ、日本の3国に対し率先して景気対策を講じるよう要請した。また、景気の落込み、インフレの高進、国際収支の大幅赤字に悩んでいる英國も、一国の努力による景気回復および国際収支均衡の達成は困難であるとして、国際収支ポジションの強

い国は率先して世界景気の回復に努めるべきであるとの考え方を述べた。

これに対し、米国は①米国の景気はすでに上昇過程に入っている、②政府はインフレ抑制を図りつつ経済を持続的に拡大させるために必要な諸対策を行っているとして、海外諸国の景気回復を促進するために、米国がさらに景気刺激を図るべきだとの議論には賛成しがたい旨の反論を行い、過度の景気刺激はインフレ再燃につながるとの見方を改めて強調した。一方、西独は、すでに1年半にわたって財政支出の拡大等による景気浮揚策を実施してきており、世界経済の回復実現のためにも応分の貢献を行っていると確信している旨の見解を表明した。

この間、日本は石油危機の後、他の海外諸国同様インフレの高進、国際収支の悪化等困難な状況に陥ったが、このところようやく物価も落着きをみせたことから、2月以降物価安定に注意を払いつつ着実な景気回復を図るための総合的対策を実施している旨の発言を行った。

◇ IMF総務会暫定委員会、経済政策、クォータ、金問題等に関するコマニケを発表

IMF総務会暫定委員会は8月31日ワシントンで会合、次のコマニケを発表した。

- (1) 國際通貨基金（IMF）の総務会暫定委員会は1975年8月31日、ワシントンにおいて、J. N. ターナー・カナダ蔵相を議長として第4回会合を開催した。H. J. ウィッテフェーンIMF専務理事が同会合に参加した。委員会の討議期間中オブザーバーとして、H. K. ベディエ世銀・IMF合同開発委員会議長、G. コラアUNCTAD事務局長、W. ハーファーカンプE C委員会副委員長、R. ラールB I S総支配人、E. V. レネットOECD事務総長、F. ロイドヴィラー・スイス中央銀行総裁、R. S. マクナマラ世銀総裁、G. パターン・ガット事務次長も出席した。
- (2) 委員会は、世界経済の現状と見通しに關し討議を行い、現在の深刻な問題である景気後退および失業、国際収支不均衡ならびにインフレーションについて懸念を表明した。委員会は、国内需要が不振である一方、国際収支の状況が比較的良好でインフレーションの鎮静化が進んでいる工業諸国は、率先して世界貿易および経済活動が満足しうる率で拡大するようその促進に努めるべきであると感じた。委員会はこのような協調的な政策態度を基礎として、工業諸国の経済成長が1975年の後半もしくは1976年前半には回復することを期待出来るだろうとの確信を持った。工業諸国の物価

上昇率は一般に落ち着いてきてはいるが、委員会は工業諸国における景気回復が、依然として受け入れがたい高率のインフレ率を伴いながら進んでいくだろうという困った事実に留意した。

委員会の討議を通じ、輸入コストの増加と世界的な需要減少によって経常収支の赤字が著しく拡大した多くの一次産品生産国、とくに発展途上国、に対して特別の懸念が表明された。こうした諸国の窮状を緩和するため、世界貿易の回復が緊急に必要とされている。さらに委員会は、十分なファイナンスを得られない場合、多くの一次産品生産国は、開発努力を危うくするような需要抑制措置や、貿易制限措置によって輸入を抑制せざるを得ないようになるのが避け難くなってくるのではないかと憂慮した。これらの危険に照らし、委員会は当面の緊急必要事項となっているファイナンスの増額のために基金がとりうる種々の方策について、理事会が検討することを希望する旨表明した。

(3) 委員会は、理事会による7月の見直しの結果として取り入れられた1975年オイル・ファシリティーの改善に留意するとともに、1975年1月の本委員会の会合で合意された同ファシリティーにおける総額50億SDRまでの(加盟国)引出しをファイナンスするために、基金が借り入れができる資金の総額を集めため現在行われている努力を支持した。委員会は、また早期に1975年オイル・ファシリティーを再度見直すとの理事会の意向を支持した。本見直しの目的はひとつには、国際社会の最善の利益を得るためにいかなる措置が必要であるかを決定することであり、今ひとつは、同時に基金の保有する資金の使用に関する、基金の政策についていっそう広範な検討を行うことである。

(4) 委員会は、現在の状況によって最も深刻な影響を受けている加盟国がオイル・ファシリティーを使用する際の費用を賄うのを援助するため、利子補給金勘定が設立されたことを歓迎するとともに、本勘定にきょ出する意志をすでに表明している加盟国を賞讃した。同時に、委員会はすでにきょ出の意志を表明した加盟国によるきょ出の総額が、意図していた支援資金総額にかなり不足している事実に懸念を表明し、まだ支持を確約していない加盟国に対し、できるだけ早期に支持の確約をするためにあらゆる努力を行うよう強く要請した。

(5) 委員会は、これまでの本委員会の会合で到達した了解の枠内で理事会によって行われたクォータの第6次一般見直しに関する進展に留意した。委員会は、ほと

んどすべての加盟国のクォータの増額に関する合意に留意した。とくに、工業諸国と主要石油輸出国についての増額が合意された。その他の加盟国との間に残っている見解の違いはわずかであり、まもなく解決されるものと期待されている。委員会は、理事会に対し、個別の加盟国のクォータ増額に関する決議案を作成し総務会に付託するよう要請した。委員会は、また理事会に対し、委員会すでに到達した了解を基礎に、クォータ増額分の支払方式についての作業を完了させ、クォータ増額に関する決議案と同時に適切な勧告を総務会に提出するように要請した。委員会は、基金が保有するすべての通貨を、基金が行う取引に際して使用するものとすべきであるとの見解を再び表明した。委員会は、重要事項に関する基金の決定採択にかかる多数決の問題については、現在80%の多数決をもって採択されうこととなっている決定について、改正された協定の下では85%の多数決が必要とされるべきことに合意した。委員会はまた、協定改正は総投票権数の85%を有する5分の3の加盟国によって承認された場合に有効となることに合意した。

(6) 委員会は、基金の保有する金の処理を含め、金問題について討議を行った。その討議で一致した諸点は次のパラグラフに述べられているとおりである。

1975年1月16日の暫定委員会の会合において、「国際通貨制度における金の役割が漸次縮小されることを確実なものとするために、公定価格の廃止およびIMF協定とは別に各国通貨当局間で締結される具体的取決めに基づいて、各国通貨当局が金取引を行う自由を含む、金に関して合意された包括的な改正へ向かって」進むことが決定された。

この一般的了解を実施するため、次のことが規定されるべきである。

- ① 金の公定価格の廃止。
- ② 基金との取引に際して金を使用する義務の削除、および基金が85%の多数決をもって別段の決定をした場合を除き基金が取引に際して金を受け取ることができるという権限の削除。なおこの了解は、金代替勘定の検討に何ら影響を与えるものではない。
- ③ 基金の保有する金の6分の1(25百万オンス)を、発展途上国の利益のために用いられるべき他の資金源の減少をもたらすことなく、発展途上国の利益のために売却し、基金の保有する金の6分の1を加盟国に対し返還すること。発展途上国の利益のために、売却される金から生じる利益(profit or surplus value)のうち発展途上国のクォータに見合う分は各

発展途上国にそれぞれのクォータに比例して直接引き渡される。基金の保有金の残りの部分は、全投票権数の85%の多数決によって行使しうる授権限を創設する改正協定の規定に従う。

委員会は、この委員会で到達された了解を実効あるものとするため、10か国グループ参加諸国が以下に言及する期間、次の取決めを遵守することに同意したことに留意した。なおいかなる加盟国も自ら欲すればこの取決めに参加することができる。したがって他の加盟国がこの取決めに加入することもあるが、その場合には必要な修正が取決めに加えられることになる。

- ① 金価格を安定させようとするいかなる行動もとらないこと。
- ② 基金および10か国グループ諸国の通貨当局が現在保有する金の総量を増加させないこと。
- ③ この取決め当事国は、金取引に関しこれらの中央銀行代表が今後定期会議で合意する条件を尊重すること。
- ④ この取決めの各当事国は、売却または購入した金の総量について、基金およびBISに対し半年ごとに報告すること。
- ⑤ 各当事国は、これらの取決めが2年後に参加国によって見直され、継続、修正もしくは終了されることに合意する。これらの取決めの各当事国は、最初の2年間が経過した後に参加を取りやめることができる。
- (7) 委員会は、理事会が開発委員会の要請に応じて信託基金の創設とそのための可能な資金調達源の問題についてこれまで行ってきた作業に留意した。委員会は、発展途上国の利益のために基金の金の一部を売却して得られる利益の使用に関して委員会で到達した了解を考慮に入れながら、また、他の可能な資金調達源に関する検討も怠ることなく、早期完了を目指して本作業を続けるよう理事会に対して要請することに合意した。

(8) 改正された協定の下での為替相場制度問題についても、クォータおよび金に関する解決策と結びつけられるよう受諾可能な解決策が見い出されなければならぬことが同意された。理事会は、受諾可能な解決策に到達するためにその作業を続けること、および現在検討されているすべての側面についての基金協定の改正のための適切な提案を、委員会の次回会合での検討の後に、総務会に提出できるよう準備すること、を要請された。

(9) 委員会は、理事会が基金の補償融資制度について、若干の点を改善するために見直しを行いつつあることに留意した。理事会に対し、委員会のメンバーが行った各種の提案を考慮に入れつつ、できるだけ速やかにこの問題に関する作業を完了するよう勧告することが合意された。

◆世銀・IMF合同開発委員会、コミュニケを発表

世銀・IMF合同開発委員会は9月3、4日の両日ワシントンで会合し次のコミュニケを発表した。

- (1) 発展途上国に対する実物資源の移転に関する世銀およびIMFの総務会合同大臣委員会(開発委員会)の第4回会合は、H.K.ベディエ・アイボリーコースト経済財政相を議長として、1975年9月3、4日の両日、ワシントンにおいて開催された。本会合は、世銀・IMF年次総会の期間中、シェラトン・パーク・ホテルにおいて開催され、R.S.マクナマラ世銀総裁、H.J.ウイッテフェーンIMF専務理事、H.J.コスタンゾ開発委員会事務局長が参加し、また12の国際機関および地域機関ならびにスイスの代表もオブザーバーとして出席した。
- (2) 委員会は、1974年10月から1975年6月までの間における同委員会の作業の進捗状況に関する報告書を世銀・IMF総務会へ提出するために検討を行い、承認した。同報告書は、委員会が世銀内部に10億ドルの範囲内で中間的条件で貸出を行う「第3の窓口」を1か年間設置することに対し全会一致の支持があったことにとくに留意し、かつ委員会が「特別信託基金」設立に向かっての早期進展を希望するとともに、その目的に沿ってIMF理事会による包括的な検討方を強く要請したことを見らかにした。さらに、発展途上国が資本を必要としているという長期的問題に対する委員会のアプローチの一環として、発展途上国による資本市場での取引機会に関する12か国作業グループを委員会が設置したことが記録された。また同報告書は、開発委員会が、開発および資源移転の分野において国際的

な措置を促進する役割を果たすことを期待されていることに留意した。これとの関連で、同報告書では先行きそのような実行可能な措置を必要としている分野として、海外援助の実質的な大幅増加、資本市場での取引機会の改善、貿易自由化と商品協定、国際通貨制度の機能の効率化、および発展途上国における適切な国内政策の必要性について言及された。

(3) 委員会は、IMF理事会による「特別信託基金」設立に関連する諸問題の検討状況について、IMF専務理事から報告を受けた。委員会は、また、IMFが発展途上国の利益のために、それら諸国にとっての他の資金源を減少させることなく、その保有金の一部を売却するという暫定委員会の合意につき報告を受けた。委員会は、かかる了解を歓迎するとともに、主として低所得国の国際収支援助のために、IMFの保有金売却益を使用して、「信託基金」が設立されるべきであるが、他の可能な資金調達源についても検討を怠るべきでないことに原則的に合意した。委員会は、また、IMF理事会に対し、輸出所得安定化のために金売却益を使用する可能性を含め、これまで行われてきたさまざまの提案を考慮しつつ、委員会の従来の要請にこたえ、「信託基金」にかかる作業を継続し早期に完了させるよう要請することに合意した。

(4) 委員会は、また、世銀総裁から世銀の新たな中間的融資制度である「第3の窓口」の設置および資金調達状況について報告を受けた。委員会は、この融資制度が発展途上国の必要資金をみたすうえで果たす重要な役割を強調し、かつ、目標とする10億ドルの融資活動水準を裏付けるのに十分な資金を貯うために追加引き出しが行われるよう要請した。

(5) 委員会は、世銀理事会が世銀の資本金を選択的に增资することにつき早急に検討すべきであること、またそれに続いて世銀の資本金の一般的拡大についても検討すべきであることに合意した。

(6) 委員会は、資本市場での取引に関する作業グループから、同グループの組織、および多數国保証制度の可能性にとくに留意しつつ、発展途上国資本市場での取引を支援するための措置についてこれまでの検討、ならびに資本市場で取引を行う際に問題となる規制および他の制約についての検討を含む現状報告書を受理した。

(7) 委員会は、今後当面の間の作業計画を検討し、「特別信託基金」の設立促進および資本市場での取引改善にかかる作業に加えて、1976年における会合においては次の点にとくに注意を払う旨合意した。

- ① 本年6月の本委員会会合のために世銀が準備した発展途上国の現状分析のその後の動きを取り入れた改訂および拡充ならびに発展途上国が成長を高めるためにとりうる諸政策の研究。
- ② 量的な援助目標およびその遂行方法を含めて、本委員会のメンバーによるいくつかの提案を考慮しつつ、資源移転に影響を与える現在の環境を改善する方法。
- ③ 資源移転問題に対するそれぞれの機能の重複を回避し、かつ、協調的な措置を促進するための、種々の国際的、地域的融資機関の政策、計画ならびに財源状況および他の国際機関における提案調査。
- ④ 工業諸国における現在の生産設備の遊休化とそれら諸国が発展途上国援助努力との関連。
- ⑤ 今後の作業計画を検討するにあたって、委員会はとくに商品価格変動問題およびそれが発展途上国の輸出所得に与える影響に注目した。委員会は、1976年における作業計画において、とくに緩衝在庫融資および輸出所得の安定のために可能な諸措置ならびに貿易分野において発展途上国を援助するためのその他の諸努力を含む上記諸問題に優先的に留意すること、ならびに次回会合においてそれらの検討を開始することに合意した。
- ⑥ 委員会は、次回はIMF暫定委員会の会合直後の1976年1月9、10日の両日ジャマイカのキングストンにおいて会合するという従来の合意を確認した。

◆OPEC、原油価格の引上げを決定

OPEC(石油輸出国機構)は9月24~27日、ウィーンで閣僚会議を開催し、本年10月1日から適用する原油価格などを次のとおり決定した。

(1) 原油価格については、市場価格(注1)を75年10月1日以降、標準油種でバーレル当たり10.46ドルから11.51ドルへ1.05ドル(10.0%)引き上げる。一方、メジャーの利益分については据え置き、メジャーの取得原油にかかる産油国取り分(注2)を、バーレル当たり10.12ドルから11.17ドルへ1.05ドル(10.4%)引き上げる。

なお、本措置の適用期間は76年6月30日までとする。

(2) 石油価格の計算単位としてSDRを採用することについては、75年12月の次期閣僚会議であらためて検討する。

(注1) 市場価格は、メジャーないしは産油国政府が消費国の石油精製会社ないしは消費国政府に売り渡す価格(FOB建)。

(注2) 利潤原油中の利潤料、所得税の合計額と参加原油中の産油国収入の加重平均値。

市場価格と産油国取り分

(標準油種、バーレル当たり・ドル)

	1975年 9月30日 以前	今次決定 (1975年10月) (1日以後)	引上げ率 %
利 権 原 油	9.92	10.97	10.6
うち 産油国収入 ^(注1)	9.80	10.85	10.7
産油コスト	0.12	0.12	—
参 加 原 油	10.46	11.51	10.0
うち 産油国収入	10.34	11.39	10.2
産油コスト	0.12	0.12	—
産油国取り分 ^(注2)	10.12	11.17	10.4
メ ジ ジ ィ の ^(注3) 総 コ ス ト	10.24	11.29	10.3
市 場 価 格 ^(注4)	10.46	11.51	10.0

(注) 1972年以前に発見された国内油田から産出される原油でかつ1972年生産水準以下に相当する部分を指しており、全米石油生産量の約6割を占めているといわれる。

◇米国、輸入石油製品に対する課徴金を廃止

米連邦エネルギー局(FEA)のサーブ長官は9月21日、輸入石油製品に対するバーレル当たり60セントの課徴金を、9月1日にさかのぼって廃止する旨発表した。

なお、本課徴金は6月1日、輸入原油に対してバーレル当たり1ドルの課徴金を賦課した際に、エネルギー対策の一環として同時に導入されたものであった。

欧洲およびアフリカ諸国

◇ E C委員会、10~12月の域内鉄鋼生産削減を提案

1. E C委員会は9月17日、本年10~12月の域内鉄鋼生産量を前年同期実績比23%方自主的に削減することを提案した。これは、今次不況下の域内鉄鋼需給の不均衡および値崩れの解消をねらいとするもので、減産率は6~9月(前年同期比15.4%削減、7月号「要録」参照)比一段と厳しく定められている。

本提案による各国別減産率(いずれも前年実績比)は次のとおり。

(単位・%)

	1975年 10~12月 減産率	(参考)	
		1975年1~ 8月減産率 (実績)	1974年間 実績(月平均・千トン)
西 ド イ ツ	△ 28.3 (3,167)	△ 21.1 (3,503)	4,436
フ ラ ン ス	△ 26.7 (1,733)	△ 18.3 (1,790)	2,250
イ タ リ ア	△ 17.5 (1,667)	△ 6.1 (1,839)	1,988
英 国	△ 12.4 (1,667)	△ 9.0 (1,683)	1,869
オ ラ ン ダ	△ 31.4 (350)	△ 12.5 (420)	486
ベ ル ギ 一、 ルクセンブルク	△ 25.8 (1,333)	△ 28.8 (1,377)	1,889
デ ン マ ー ク、 アイ ル ラ ン ド	+ 17.6 (67)	+ 0.7 (54)	54
合 计	△ 23.6 (9,984)	△ 17.3 (10,666)	12,972

(注) カッコ内は生産トン数(月平均・千トン)。

2. この間、E C鉄鋼業界の現状をみると、依然として需要不振に悩んでおり、6~8月の生産実績は前年同期比-25.7%に達している。このため、6~9月でもE C委員会が提案した生産削減率(前年同期比15.4%)を大幅に下回ることが確実視されている。こうした状況

米州諸国

◇米国輸出入銀行、貸出金利を引き上げ

米国輸出入銀行は9月10日、同日以降承諾の貸出金利を従来の7.0~9.0%から8.25~9.5%(貸出期間に応じて適用)に引き上げる旨発表した。なお、①対外競争上必要と認められる場合には、上記にかかわらず従来同様これより低い金利(ただし市中銀行融資分を含めた借入先の当該輸出にかかる借入平均金利は先進6か国間の合意にもならないよう年7.5%を下回らないものとする)が適用されることとされ、また②直接貸出限度も輸出金額の30~45%(ただし、対外競争上必要な場合は55%までの引き上げが可能)に据え置かれている。本措置の趣旨につきケーシー同行総裁は、「通常(usual)の場合の貸出金利引き上げにより収益性を高めておけば、他国が低い貸出金利を提示した場合、これに対して例外的な低い金利(上記①)の適用を行うことが容易となる」旨の説明を行っている。

◇米国、国産原油の価格規制を延長

フォード大統領は9月29日、8月末で期限切れとなつた「緊急石油割当法」(1973年5月成立)を11月15日まで暫定的に延長する法案に署名した(9月1日を及実施)。この結果、いわゆる old oil^(注)については、引き続きバーレル当たり5.25ドルの上限価格が継続されることとなる。

下、EC鉄鋼業界(とくにフランスの業界)では「今回減産率は相当に大幅なものであるが、これを守るだけでは欧州鉄鋼業界の苦境は免れえず、EC委員会は『危機宣言(declaration of manifest crisis)』^(注)を発し減産を強化するとともに輸入規制、価格支持等より強力な施策を採るべき」(フェリー・フランス鉄鋼連盟会長)との声も出ており、今後の情勢推移が注目される。

(注) 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約第58条に定められているもので、同宣言後、閣僚理事会の同意を得た場合には、減産率は強制力を有することとなる。

◆ EC貿易理事会、スイス・フランのEC共同フロート加入に関し原則的に合意

1. 9月22日、ブリュッセルで開催されたEC貿易理事会は、スイス・フランのEC共同フロート加入を原則的に認める旨合意した。これは、同会議に先立って同22日に開催されたEC共同フロート参加国貿易相会議(西ドイツ、フランス、ベルギー・オランダ・卢森ブルク3国、デンマークの6か国に加え加入申請国のスイスも参加)における検討状況を踏まえて決定されたものである。
2. ただし正式決定は11月17日の次回貿易理事会で行われる予定であり、①加入に際して設定されるスイス・フランの基準相場の水準、②スイスの現行行為替制度、資本流入抑制策の検討など、技術的な問題について各国中央銀行総裁会議で詰められることとなっている。

◆ EC、76年度予算案を決定

1. EC予算担当相理事会は9月29日、76年度(76年1~12月)EC予算案を決定した。これによれば歳出規模は7,465百万UC(EC委員会予算原案比594百万UC減)と、75年度実績見込み比では8.7%の増加が見込まれている。歳出項目の概要は下表のとおり。

1976年度EC予算案

(単位・百万UC)

	1976年度 予算案	予算原案比	75年度 (実績見 込み)比	%
歳出総額	7,465	- 594	+ 8.7	
うち				
共通農業政策費	5,493	0	+ 8.9	
地域開発政策費	300	- 150	2倍	
資源開発費	136	- 112	- 13.9	
産業政策費	208	- 211	- 29.8	
社会政策費	414	- 112	- 4.6	

2. 今次予算案決定の経緯につきやや敷衍すると次のとおり。すなわち、EC予算担当相理事会は、9月22、23

両日の会議において、(1)まず「共通農業政策費」以外の支出項目につきEC委員会原案比594百万UC削減することで合意したが、(2)残る「共通農業政策費」については緊縮予算を強く主張する西ドイツ^(注)が、原案(5,493百万UC)を400百万UC方削減するよう要請して他の8か国と対立、結論を持ち越していた。しかしながら今回9月29日の理事会でも、西ドイツの主張は通らず、結局「共通農業政策費」は原案どおりとされ、76年度予算案は総額としても594百万UCの削減が決定された。

(注) 西ドイツが緊縮予算を主張する背景には、自國財政が先行き大幅赤字(本年度見込み379億マルク、76年度見通し386億マルク)になると見込まれる状況にあるだけに、(1)①EC財政に対する西ドイツの過重な負担、②非効率的なEC財政運営等に対しかねて不満を抱いてきたこと、(2)また共通農業政策については、現行制度の下では域内農産物価格支持の結果過剰生産を生じ、これがさらに各國の財政負担増となってはね返るといった状況をもたらしているため、反発を強めていること、などの事情があるものとみられる。

◆ 英蘭銀行、手形交換所加盟銀行と年次協議実施を決定

1. 英蘭銀行は9月発表の四半期報において、昨74年末に発足した英蘭銀行とロンドンおよびスコットランド手形交換所加盟銀行とで構成される作業委員会の検討結果を踏まえた両者間の合意事項(The capital and liquidity adequacy of banks)を明らかにした。そのねらいとするところは、銀行経営の健全性に関する基準を明らかにすることにあり、今後英蘭銀行と交換所加盟銀行との間で年次協議の場がもたれ、上記基準に照らした検討が定期的に行われることとなった。ただし基準に関しては、一般的に銀行間の諸事情が異なる点に配慮して一定の厳格な比率を明示するようなことを避け、基本的原則(broad principles)にとどめ弾力的運用を可能ならしめた。

2. 年次協議で具体的に検討されるポイントとしては、銀行の収益性、資本充実度(capital adequacy)、流動性水準等に重点がおかれる。

それらに関する基本的な考え方等概略次のとおり。

(1) 資本充実度(capital adequacy)

銀行の資本充実度については、「資本対預金比率」(capital/deposits ratios)で測る方法もあるが、①銀行の土地・家屋等固定資産に対する投資(investments in infrastructure)は自己資本の範囲内にカバーされるべきものであること、②預金者に損害が及ぶことのない経営を徹底する必要があること、などの立場に立つと、各種資産に含まれるリスクを償うに必要な資本力(capital resources: 払込資本金、準備金、貸倒れ引当金等の合計)があるかどうかを評価する方法のほうが望ましい。これをより具体的に示せば、「リスク

を伴う資産(risk assets^(注1))に対する流動資本(free capital resources^(注2))の比率」(relationship of free capital resources to risk assets)ということになる。

^(注1) risk assets は、大きく次の3つの risks によって分類される。

- ① forced sale risks … T B、地方公共団体発行証券、国債およびその他公共債、銀行引受手形、英國の銀行発行による CD。
- ② credit risks … 金融機関預け金、國およびその他公共部門向け以外の貸出。
- ③ forced sale and credit risks … その他銀行発行の CD、商業手形、リース資産、その他債券投資。

なお、risk-free assets は、現金、英蘭銀行預け金、公共部門向け貸出、特定銀行向け貸出等。

^(注2) free capital resources=上記 capital resources—investments in infrastructure.

(2) 流動性ポジション

銀行の流動性ポジションを評価する際、一定比率を基準とすることは業態や歴史を無視することになり適切でない。しかし原則的には、金融機関等からのいわゆる wholesale funds に預金の多くを依存する銀行は、必要な流動性水準も高いことができる。流動性水準の評価にあたっては、通貨別(ポンド建と外貨建に区分)にみる必要があるが、場合によっては与信の内容も金融機関向け等とそれ以外といった分類により、その調達資金との関連を含め検討することも必要となろう。

3. なお英蘭銀行は、手形交換所加盟銀行以外の金融機関との間ではすでに四半期ごとに協議を行ってきており、今回明らかにされた銀行経営指導上の考え方はこれら協議においても適用されることとなる。

このように英蘭銀行の市中金融機関に対する監督・指導の考え方方が明確化し、かつ今後正式に協議の場がもたれるようになってきた背景には、昨74年来セカンダリーバンクの破綻が表面化し、銀行経営の健全性に関する懸念が一般に急速に強まったことが挙げられる。

◇英国政府、雇用促進対策を発表

1. 英国政府は9月24日、総額175百万ポンド(本年度支出分40百万ポンド)に上る雇用促進対策措置を発表した。本措置には、当面する失業増大(とりわけ若年労働者を対象)対策としての短期的施策のほか、産業投資を促進することによって雇用機会の拡大を図るという長期的対策が盛り込まれている。

具体的な内容は次のとおり。

(1) 短期的対策

イ. 臨時雇用補助金制度の拡充…適用対象地域の制限を撤廃(9月号「要録」参照)。

ロ. 新規学卒者^(注1)(school-leavers)採用に対する補助金支給…1人当たり週5ポンド(支給期間は26週間)。

ハ. 労働者訓練計画の推進(20百万ポンド)。

ニ. 労働力供給委員会(Manpower Services Committee)を通じ15千人を対象とする雇用機会を創出(30百万ポンド)。

ホ. 労働力の移動促進計画(3百万ポンド)。

(2) 長期的対策

イ. 産業投資補助^(注2)の拡充(80百万ポンド)。

ロ. 新鋭設備工場の建設資金補助(20百万ポンド)。

^(注1) 現在18歳未満で学校教育を終了し就職を希望する者。

^(注2) 本措置の適用対象となる投資計画の要件は次のとおり。①産業法に基づき從来行ってきた投資補助を拡充するものであるが、今回は新規の近代化投資であり、投資額が原則として1百万ポンドを超える(従来の補助金支給条件は2.5百万ポンド超)ものであること。②商業的に採算がとれ、かつ英國の国際収支に直接大きな利益をもたらすことであること。③76年3月までに計画が実施されることなどと挙げている。なお現在検討されている対象業種に、製紙業、繊維機械・印刷機械メーカー等がある。

2. なお本措置の発表に際し、ヒーリー蔵相は「その目的は冬場にかけて増大するとみられる季節的な失業増大を抑えることにある、一般的な景気刺激を意図したものではない」旨強調するとともに、今後の政策スタンスについて「インフレが鎮静化し8月来実施している賃上げの抑制策の有効性に対する内外のコンフィデンスが得られるまでは現在の総需要抑制策を堅持する」との方針を明らかにしている。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引き上げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手4銀行(Barclays, Lloyds, Midland および National Westminster)は10月6日、貸出基準金利を1%引き上げ11%とし、翌7日から実施する旨発表した。同時に預金金利(7日もの通知預金)も0.5%引き上げられ7%となった。

2. 今回の引上げは、10月3日の英蘭銀行の最低貸出歩合上昇(11.0→12.0%)に伴うものとされているが、預金金利の引上げ幅が小幅にとどまることについては、「銀行の手元流動性が高まっていることや銀行の収益改善を考慮したもの」(Barclays 等)と説明されている。

◇英国政府、カラーテレビ等の輸入監視制度を導入

1. 英国政府は10月3日、9月に行った繊維品輸入監視制度の強化(8月号「要録」参照)に引き続き、カラーテレビおよび同部品(ブラウン管)に対しても輸入監視制度を適用するとの方針を明らかにした。本制度の詳細は不明であるが、①輸入業者に対し輸入ライセンスの取得を

義務付けること、②契約、受注に関する情報提供を行うすべての申請業者にライセンスを交付することなどが主たる内容とされている。

2. カラーテレビ関連の輸入については、かねて「日本からの対英ブラウン管輸出はダンピング」との訴えも出るなど、労組を中心にその輸入制限を要請する声が強かった。政府は本措置発表に際し「これがただちに量的輸入規制につながるとみるのは誤りである」と述べ、「対日ブラウン管輸入についてはダンピングの証拠がない」との見解を表明した。

◇西ドイツ政府、1976年度予算案、中期財政計画等を決定

1. 西ドイツ政府は9月10日、1976年度予算案ならびに中期財政計画(注)(1975~79年度)およびその関連事項等について閣議決定した(別表参照)。

(注) 中期財政計画とは、67年6月に成立した「経済安定・成長促進法」第9条により、連邦政府がその予算案の前提として毎年策定することが義務づけられているもの(第1回は67年7月発表このときは予算案の閣議決定が9月)、以降予算案と同時発表)。

2. これら決定のねらいは、明76年度を起点として財政不均衡を漸次解消していくことにあり、具体的な方法・手順としては次のように定められている。

(1) まず歳出面では、人件費圧縮(公務員の人員削減、賃金抑制)を中心に、雇用・農業・教育関係等の各種補助金・奨励金の削減等をあわせ行う。

(2) また歳入面では、76年度以降失業保険料率引上げ(2→3%)および各種の優遇税制の手直し等を行うほか、77年度以降は間接税の増税(注)を行う。

(3) この結果、財政赤字額は76年度については75年度並みの大幅赤字となるものの、77年度以降は漸減する計画となっている。

(注) 1977年1月1日以降に予定される増税は以下のとおり。

- ① 付加価値税……税率を現行11%から13%へ引上げ。
- ② たばこ税……税率を現行比18%引上げ。
- ③ 燃料酒税……税率を現行比20%引上げ。

3. なお、上記政府案は、「76年度予算案」、「財政改革法案(Gesetz zur Verbesserung der Haushaltsstruktur)」(76年度以降の支出削減と失業保険料等引上げ等を実施するための関連法の要改正事項を一括したもの)、「税制改革法案」(77年度以降の増税実施のためのもの)の3法案として議会へ上程される見込みである。

4. 本決定後の記者会見におけるアベル蔵相の発言は、次のとおり。

(1) 政府案決定にあたっては、歳出削減の行き過ぎが景気回復を遅らせたり、あるいは福祉政策の遂行を阻害

西ドイツの1976年度連邦予算案

(単位・億マルク)

		1975年度 補正後	1976年度 予算案	前年度比 伸び率
歳 出	労 動 省	368	401	8.8
	國 防 省	310	314	1.5
運 輸 省		190	196	3.1
厚 生 省		150	149	△ 0.7
その他とも計		1,615	1,681	4.1
歳 入		(注) 1,236	1,295	—
財 政 赤 字		379	386	—

(注) ブンデスバンク特別預金取崩しを含む。

西ドイツの中期財政計画(1975~79年度)

(単位・億マルク)

	1975年 度補正 後	1976年 度予算 案	1977年 度計画	1978年 度計画	1979年 度計画
歳 出 (前年度比 伸び率)	1,615 (16.5%)	1,681 (4.1%)	1,732 (3.0%)	1,853 (7.0%)	1,952 (5.4%)
歳 入	(注) 1,236	1,295	1,514	1,677	1,841
財 政 赤 字	379	386	218	176	111

(注) ブンデスバンク特別預金取崩しを含む。

西ドイツの財政赤字削減計画(1976~79年度)

(単位・億マルク)

	1976 年 度	1977 年 度	1978 年 度	1979 年 度
歳 出 削 減 額	36	68	55	61
うち人 件 費	11	13	14	15
雇用助成関係	9	15	17	19
歳 入 増 加 額	43	135	160	174
うち增 税	—	82	100	110
失業保険料 引 上 げ	38	46	48	50
財政赤字削減額	79	203	215	235

したりすることのないよう配慮するとともに、一方で財政赤字が資本市場に過度の負担をかけないよう留意した。財政赤字の構造的な性格を指摘する向きもあるが、76年度予算に例をとれば赤字の7割方は不況によるものとみられる。

(2) 投資刺激のための企業減税の可能性については、これまで全く消えたわけではなく、政府としては今後も検討を続ける予定である。

◆西ドイツ、公定歩合引下げならびに再割引枠拡大を実施

1. ブンデス銀行は9月11日の定例中央銀行理事会において、次の措置を決定、発表した。

(1) 公定歩合の引下げ(4.0→3.5%、今次7回目、通算低下幅3.5%)

ロンバード(債券担保)貸付利率の引下げ(5.0→4.5%、今次8回目、通算低下幅4.5%)

<いずれも9月12日実施>

(2) ブンデス銀行再割引枠の拡大(125→155億マルク)
<10月1日実施>

2. 本措置について同行クラーゼン総裁は、要旨以下のようにコメントしている。

「公定歩合ならびにロンバード利率の引下げが早急に市中金利に波及することを期待している。また再割引枠の拡大は、最も低利の手形信用の利用増大をねらったものである。これら措置が、産業界の金利負担軽減を促すとともに、債券市場に対する好影響をもたらすものとみている。」

◆西ドイツ、外債の新規発行停止措置延長等を決定

西ドイツの中央資本市場委員会は9月30日、ドイツ・マルク建外債の新規発行停止措置(8、9月号「要録」参照)をさらに1か月延長し10月末まで実施する旨決定、発表した。

また同委員会は10月6日、国内長期債の発行についても「当面新規発行を見合わせるべきとの結論に達した」旨発表している。

◆ブンデス銀行、ヘルシュタット銀行破綻関係訴訟で敗訴

西ドイツ・フランクフルト地方裁判所は9月11日、「ブンデス銀行は Hill Samuel and Co. OHG(英國 Hill Samuel 銀行の在フランクフルト現地法人)ならびに Revisions- und Treuhand-GmbH(ミュンヘン所在の Bankhaus Merck, Finck and Co. の代理人)に対し、74年6月のヘルシュタット銀行破綻に際して蒙った損害の賠償等(注)を行なうべき」旨の判決を下した。本訴訟は、74年6月26日にブンデス銀行がヘルシュタット銀行を閉鎖させた時刻がニューヨーク市場の取引終了時前であったため、上記2行が同日午前(フランクフルト時間)にヘルシュタット銀行との間で行った為替売買の米ドル代わり金をニューヨーク市場で受け取れず損失を蒙ったとして、この2行がブンデス銀行を告訴していたものである。ブンデス銀行は本判決に対し、控訴を検討中と

伝えられている。

(注) 前者に対し10百万ドイツ・マルクの損害賠償および未決済残高54.8百万ドイツ・マルクに対する利息を、後者に対しては880千ドイツ・マルクの損害賠償および未決済残高2.6百万ドイツ・マルクに対する利息をそれぞれ支払うこと。

◆西ドイツの小規模個人銀行、解散を発表

西ドイツ・フランクフルト所在の小規模個人銀行 Selmi-Bank AG(資本金20百万マルク)は9月16日、解散を決定した旨発表した。同行は、昨夏のヘルシュタット銀行破綻以降預金引出しの余波を受け、かねてその再建方法につき検討してきたが、結局解散に至ったものである。

◆フランス、1976年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月24日、1976年度(76年1~12月)予算案を閣議決定した。今次予算案の最大の特色は、景気拡大よりもインフレ再燃防止を重視していることであり、これは、一般歳出の伸びが75年度当初予算比+13.0%と名目GDP成長率並みにとどめられ(75年度補正後予算との比較ではわずか4.6%の伸び)、総合収支じりでは2.5億フランの小幅黒字となっている点に示されている。

本予算案の概要は次のとおり(別表参照)。

(1) 確定収支(Budget à caractère définitif)の一般歳出総額は2,928.4億フラン(75年度当初予算比+13.0%)、歳入総額は2,942.8億フラン(同+13.5%)をそれぞれ計上、したがって収支じりは14.4億フランの黒字(75年度予算では当初2.5億フランの黒字、補正後374.4億フランの赤字)。一方暫定収支(融資予算<Budget à caractère temporaire>)じりは11.9億フランの赤字(75年度予算では当初2.2億フラン、補正後21.7億フランの各赤字)。この結果、総合収支じりでは2.5億フランの小幅黒字(75年度予算では当初27百万フランの黒字、補正後396.1億フランの赤字)となっている。

(2) 歳出面では、経常支出(公務員増募<43千人>計画を含む)および軍事支出に関しては歳出全体の伸び率を若干上回る増加(75年度当初予算比それぞれ+13.5%および+14.2%)が見込まれているが、反面資本支出はすでに75年度予算において大幅な増額補正がなされたこともあって、76年度では前年度当初予算比+8.1%(同補正後予算比では19.2%の純減)とかなり低い伸びに抑えられている点が特徴的である。

(3) 歳入面では、景気回復を前提とする所得税、法人税、附加価値税等の自然増収に加え、新景気対策(9月号「要録」参照)において認められた75年度法人税、事業税の延納分(96億フラン)の受入れが見込まれてい

フランスの1976年度予算案

(単位・百万フラン)

		1976年度 予算案	1975年度		前年度比増減(△)率(%)	
			当初予算	補正後	1976/75当初	1976/75補正後
確 定 収 支	一般歳出	292,846	259,087	280,017	13.0	4.6
	うち経常支出	211,198	186,070	195,771	13.5	7.9
	資本支出	31,775	29,397	39,331	8.1	△19.2
	軍事支出	50,000	43,787	45,082	14.2	10.9
	特別会計との調整(注)	△ 127	△ 167	△ 167	—	—
	一般歳入	294,287	259,339	242,574	13.5	21.3
収支(△)じり(A)		1,441	252	△ 37,443	—	—
暫定収支(△)じり(B)		△ 1,191	△ 225	△ 2,175	—	—
総合収支(△)じり(A+B)		250	27	△ 39,618	—	—

(注) 確定収支は一般会計と特別会計からなるが、特別会計の歳出・入額は未詳のため、本表では特別会計収支じり(黒字)を一般会計中に歳出の減少(△)として計上している。

るが、均衡予算とするためにはなお若干の歳入不足を生じるため、間接税中心に小幅増税(注)(35億フラン)が予定されている。

(注) たばこ消費税引上げ(価格を17%引上げ)<税収増見込み11億フラン>

酒消費税引上げ(14%)<同6億フラン>

印紙税引上げ(20%)<同2億フラン>

成人映画にかかる付加価値税率引上げ(17.6→33.3%)<同1億フラン>

石油会社の価格変動準備金に対する免稅限度額の引下げ<同6億フラン>等

2. 上記予算編成の前提となった本75年および明76年の経済見通しは次のとおり。

(実質ベース、前年度比増減(-)率・%)

	1974 年度 (実績)	1975年度		1976 年度 (当初 見通し (74/9) 作成)
		当初 見通し (74/9) 作成)	改訂 見通し	
国内総生産 (同、名目)	3.5 (15.2)	4.2 (14.3)	— 2.5 (9.5)	4.7 (13.1)
個人消費	4.2	3.5	2.1	2.3
企業固定資本形成	2.2	4.5	— 7.0	5.0
輸出	8.2	10.1	— 4.0	6.0
輸入	4.9	6.0	—11.5	11.5
消費者物価上昇率 (年末時点の前年比)	13.5	8.0	9.5	7.5

◆フランス、輸出保険制度拡充等の輸出促進措置を発表

フランス政府は9月18日、概要以下のような輸出保険拡充をはじめとする一連の輸出促進措置を発表した。これらの措置は、輸出の振興により景気回復を早めること

をねらいとするものとみられている。

(1) 輸出保険の拡充

イ. 保険金支払の迅速化……災害等の不可抗力により輸出代金支払が停止された場合、支払停止からフランス輸出保険会社(COFACE)(注)の保険金支払までの期間を、従来の6か月から2か月に短縮。

ロ. 保険料率の引下げ……共同フロート参加国向け輸出については、信用保険の料率を0.64%から0.36%に引き下げる。

ハ. 保証対象範囲の拡大……為替相場変動に対する保証は、従来保証相場(輸出契約締結時の直物相場)と現実の為替相場との差が3%を超えた場合にのみ認められたが、これを2.25%を超えた場合にまで拡大する。

(注) 1946年6月、政府によって設立されたもの。

(2) 政府援助の拡大

発展途上国向け資本財輸出を促進するため、相手国に対する政府借款供与を増額する。

(3) 輸出信用条件の緩和

海外の資本財大口輸入業者に対する輸出信用の条件を緩和する。

(4) その他

売上高に占める輸出の割合が5%未満の企業に対しては、輸出促進のため補助を与える(細目は未詳)。

◆フランス、非居住者の債権取得につき利子にかかる所得税を撤廃

1. フランス政府は9月24日、同国のT Bを取得する海

外公的機関(国際機関、外国政府・中央銀行)に対し、その利子にかかる所得税(現行税率33%16%)を撤廃するとの方針を明らかにした。

政府は、約400億フランに達すると見込まれる本年度財政赤字の調達をTB発行により行う方針であり、6月25日以降9月末までの発行額は292億フラン(全額市中銀行引受)に達しているが、今次措置は今後もなお増発が予想されるTBの消化の円滑化を図ったものとみられている。

2. なお政府は同時に非居住者による非経営参加的証券投資についても、その利子にかかる所得税(現行税率25~33%16%)を撤廃する方針と伝えられている。

◇フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は10月1日、現行時間当たり最低賃金(7.55フラン<7月1日以降適用>)を2.1%引き上げて7.71フランとし、即日実施することを決定した。

最低賃金法(1970年1月2日発効)では、消費者物価上昇率が前回最低賃金改訂時以来2%以上上昇した場合これにスライドして最低賃金を引き上げることとされており、今回の引上げもこの規定にしたがって決定されたものである(今回改訂の基準となった8月の消費者物価指数は153.8と前回改訂時に判明していた消費者物価指数<5月、150.6>比+2.1%の上昇)。

◇フランス、産業用重油消費税を新設

1. フランス政府は10月1日、企業に対する産業用重油消費税の新設を発表した。主な内容は次のとおり。

- (1) 課税対象……各企業の73年中重油消費実績の87%相当量を基準消費量とし、当該企業の消費量がこれを超える場合、超過部分に対し課税(ただし消費量が73年消費実績の113%を超える場合には、113%超の部分に対しては無税)。
- (2) 税率……基準消費量を超える重油1トンにつき150フラン(現行重油価格の約47%に相当)。

(3) 実施期間……75年10月1日から76年9月30日まで。

なお、徴収された税金はいったん国家エネルギー金庫(Caisse Nationale de l'Energie)に払い込まれ、全額エネルギー節約投資に振り向ける予定である。

2. 本措置は、OPEC諸国の原油価格10%引上げ(9月27日決定)にかんがみ、国際収支対策の意味合いから石油消費の節約をよりいっそう促進するため決定したものとみられる。

◇フランス、景気調整課徴金の適用を停止

1. フランス大蔵省は10月2日、景気調整課徴金(1月号「要録」参照)の適用停止を発表した。景気調整課徴金法によれば、「工業製品消費者物価指数の上昇率が最近3か月間通計で1.5%以内におさまった場合適用を停止する」と規定されており、このほど発表された6~8月間の工業製品消費者物価指数上昇率が+1.2%(CPI総合指数は+2.1%)にとどまつたことから、自動的に停止されることになったものである。

2. 景気調整課徴金は本年1月1日以降適用されてきたが、現実には課徴金の納付は第1回(納付期限4月末)、第2回(同7月末)とも「最近の工業製品物価が落着き傾向にある」との理由から免除された。

もっとも政府としては、物価の騰勢は依然根強いとの認識から、景気調整課徴金の適用決定権限をもつ議会に對し、「工業製品消費者物価指数の上昇率が3か月通計で+2.0%を超えた場合には、課徴金を再び適用しうる扱いとする」という要請している。

◇イタリア、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は9月12日、公定歩合を1%引き下げ6.0%とし、9月15日から実施する旨決定した。今次引下げは、昨74年12月、本年5月に続く今回緩和期第3回目のものであり、この結果通算引下げ幅は3%となつた。

新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引	6.0%、ただし高率適用(注) の場合は9.0%(7.0%、同 10.0%)
--------	--

食糧備蓄機関手形 3.5%(3.5%、据置き)

貸付歩合

通常貸付	6.0%(7.0%)
債券担保特別短期貸付	6.0%、ただし高率適用(注) の場合は最高9.0%(7.0%、 同10.0%)

(注) 高率適用の方法

(1) 商業手形割引の場合……從来どおり、当該割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%を超える銀行に対して3.0%の罰則金利を適用する。

(2) 債券担保特別短期貸付の場合……最初の貸付から次の貸付までの期間(本貸付の利用頻度)に応じて從前どおり1~3%の罰則金利を加算する。すなわち、商業銀行が最初の貸付を受けた後90日以内に2回目の貸付を受けた場合は3.0%、91~120日以内は2.0%、121~150日以内は1.0%の金利をそれぞれ加算適用する(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

2. 今次措置につき、コロンボ蔵相は「国内景況は依然

として低迷を続いている一方、フランス、西ドイツ等が公定歩合を引き下げるなど海外金利は一段と下落している。こうしたことから、市中貸出金利を引き下げ、景気の回復をさらに促進する必要があると判断されるに至ったため決定されたものである」と説明している。

◇イタリア銀行協会、預本金利の引下げ等を決定

1. イタリア銀行協会(Associazione Bancaria Italiana)は9月15日、銀行間で協定している預本金利の上限を0.25~0.50%引き下げ、10月1日から実施することを決定した。今次引下げは本年5月および6月に続き3回目のものであり、この結果引下げ幅は通算1.25~4.50%となった。

新レートは以下のとおり(単位・%、カッコ内は旧レート)。

預金残高	当座預金	貯蓄預金
20百万リラ超 50百万リラ以下	最高5.25(5.50)	最高6.25(6.50)
50百万リラ超 100百万リラ以下	〃 5.75(6.00)	〃 6.75(7.00)
100百万リラ超 250百万リラ以下	〃 6.00(6.50)	〃 7.00(7.50)
250百万リラ超	〃 6.50(7.00)	〃 7.50(8.00)

2. 今次措置は、9月12日に公定歩合引下げと同時に決定、発表したプライム・レートの大幅引下げ(14.0→12.0%、10月1日実施)との関連において決定をみたものである。

◇イタリア、短期輸出優遇金融制度の創設を決定

1. イタリア為替局(Ufficio Italiano dei Cambi、略称UIC)は8月25日、輸出業者に対する低利の短期融資を内容とする短期輸出優遇金融制度を9月1日から実施する旨決定した。本制度の概要は以下のとおり。

- (1) 適用対象…本年9月1日から12月31までの間に通関手続きが終了し輸出通関承認書(Benestare)を交付された輸出契約(リラ建、外貨建を問わない)。
- (2) 融資限度…輸出金額の50%まで。
- (3) 融資期間…下記(1.ロ.)に定める場合を除き財貨の通関後90日を限度とする。
 - イ. 決済期間が90日未満の輸出契約については決済期日までとする。
 - ロ. 財貨の通關後91日以降に決済期日の到来する輸出契約のうち貿易省の特別許可取得済みのものについては、当該決済期日まで融資期間を延長することを認める。
- (4) 融資方法…融資の実行および返済は下記の要領で行

う。

イ. 外国為替公認銀行は、9月15日以降15日ごとに本制度を利用する輸出契約について、その輸出金額をドル建で概算し、当該概算金額の50%相当額の借入れをUICに対し申請、UICは申請に対して年7%の金利でドル資金を融資する。

ロ. UICからドル資金の融資を受けた外国為替公認銀行は、ただちに当該資金をUICとの直先フラットのスワップによりリラに転換し、自行のイタリア銀行預け金勘定(年7%の金利を付利)に預入する。

ハ. 外国為替公認銀行は輸出業者から輸出通関承認書の提出を受けた場合には、別途作成の輸出明細書をイタリア銀行に提示し、同行に保有する自行の預け金勘定からリラ資金を引き出し年8.5%の金利(注)で輸出業者に融資する。

(注) 本金利は9月15日、公定歩合と同時に1%引き下げられ7.5%とされた。

ニ. 外国為替公認銀行は、満期日に輸出業者から返済を受けた場合には、ただちに当該資金を自行のイタリア銀行預け金勘定に預入する。

ホ. UICはスワップの満期日に供与先の外国為替公認銀行のイタリア銀行預け金勘定からスワップ供与相当額を引き落す。

2. 今次措置は、輸出業者の資金負担軽減(注)を通じて輸出競争力の強化を図ることを目的とするものであり、さる8月8日に決定をみた新景気振興策(9月号「要録」参照)に盛り込まれた中長期の輸出拡大措置を補完するものと一般には受けとめられている。

(注) 本制度の導入により、短期輸出金融において輸出業者が負担する金利コストは従来の年12.5~13.0%から10.5%程度まで低下するものとみられている。

◇スイス、第4次公定歩合引下げを実施

1. スイス中央銀行は9月26日、公定歩合を4.0%から3.5%へ、ロンバード(債券担保)貸付利率を5.0%から4.5%へ、それぞれ0.5%引き下げ29日から実施する旨決定、発表した。これにより今回緩和期の通算低下幅は、公定歩合が2.0%、ロンバード利率が1.5%となった。
2. 同行コミュニケーションによれば、本措置は「為替市場対策ならびに景気対策という観点から行ったもの」とされており、一般にも「国内金利の低下により、①外資流入を抑制し、最近欧洲通貨に対し強調を続けているスイス・フラン相場の安定を図って輸出産業への影響を防ぐこと、②企業の金利コスト軽減を促進すること、などを目的にしたもの」との受けとめ方が多い。

◇スイス、国内債発行枠を撤廃

スイス債券発行調整委員会は9月15日、最近の市中流動性の増加傾向にかんがみ、第4四半期の国内債発行について起債枠を撤廃し(第3四半期起債枠は15億スイス・フラン)、現在申請中の債券発行予定額をほぼ全面的に認める旨決定、発表した。これにより第4四半期の国内債発行額は約20億スイス・フランとなる見込み。

またスイス中央銀行は9月2日、9、10月の2か月通計の外国公募債起債枠を前2か月並みの4億スイス・フランとする旨発表している(5、6月合計は3.5億スイス・フラン)。

◇オーストリア、追加財政支出を決定

1. オーストリア政府は9月5日、総額44億シリングに上る追加財政支出を数週間以内に行う旨決定、発表した。歳相によれば、本措置は景気を刺激し雇用機会を確保することをねらいとするものであり、その内容も建設関連を中心に広範なもの(建設21億シリング、鉄道8億シリング、軍事5億シリング、郵便2億シリング、科学技術2億シリング等)となっている。

2. なお、75年度当初予算は、163億シリングの赤字(歳出1,844億シリング、歳入1,681億シリング)となっていたが、さる4月に景気対策として行われた第1次財政支出追加(22億シリング)と今回措置による歳出増および不況に伴う歳入の伸び悩みとから、結局収支じりは約300億シリング(GNP比約4%)の赤字となる見込み。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

オランダ銀行は9月12日、基準割引歩合を1%引き下げて4.5%とし、15日から実施する旨発表した。今回の公定歩合引下げは昨秋以来4回目のものであり、通算引下げ幅は3.5%となった。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

為替手形および政府証券 4.5%(5.5%)

約束手形 5.5%(6.5%)

当座貸越および担保貸付利子歩合

個人・私企業向け 6.5%(7.5%)

その他 5.5%(6.5%)

なお、今回引下げの直接的なきっかけは前日に決定された西ドイツの公定歩合引下げとみられており、オランダ銀行でも「国内市場金利および海外金利の低下傾向に同調するもの」とコメントしている。

◇オランダ政府、1976年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月16日、景気振興・失業増大の抑制をねらいとした1976年度(暦年)予算案を議会に提出した。本予算案の発表に際し、Duisenberg 蔴相は、「政府は明年度の実質国民所得の伸びを3%にするすることを目標にしており、このため今次予算案では新たに30億ギルダーの財政負担を伴う景気対策を盛り込んでいる。本年度に行った景気対策等の継続も含めると合計70億ギルダーになる」と説明している。

2. 予算案の規模、主な措置等は次のとおり。

(1) 規 模

歳入総額は628億ギルダー(75年度実績見込み比+11.7%)、歳出総額は779億ギルダー(同+18.2%)、この結果収支じりは151億ギルダーの赤字と75年度(実績見込み97億ギルダーの赤字)比さらに著しく悪化する見込み。

(2) 主な措置(< >内は予算に及ぼす直接的効果)

(景気振興・失業対策)

イ. 所得税控除額(子女扶養控除)引上げ<歳入減6億ギルダー>

ロ. 失業保険政府負担額引上げ<5.5億ギルダー>

ハ. 建設業の失業対策補助<6.5億ギルダー>

ニ. 労働市場の需給改善対策<3.5億ギルダー>

ホ. 産業用建築物の減価償却についての法人税軽減<0.5億ギルダー>

(増税措置)

イ. 付加価値税の基準税率引上げ(16→18%、ただし76年7月1日から実施(注))<5億ギルダー>

ロ. 酒・たばこ消費税、自動車税の引上げ(76年1月1日実施)<7.4億ギルダー>

(注) 実施時期を半年延期することにより、個人消費を早めに喚起することをねらったものとされている。

◇ベルギー、物価凍結措置の再延長等を決定

1. ベルギー政府は9月30日、物価凍結措置の再延長ならびに割賦販売条件にかかる規制の再緩和を発表した。今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 物価凍結措置関係

さる7月7日以降一部緩和のうえ延長実施してきた物価凍結措置(8月号「要録」参照)を、有効期限の9月30日以後も3か月間に限って(したがって12月31日まで)再延長する。

(2) 割賦販売条件にかかる規制関係

7月13日に緩和された割賦販売条件にかかる規制(8月号「要録」参照)(注)を以下の要領で再緩和する。

イ. 割賦販売が認められる全品目について法定頭金比率を一律15%(従来は品目に応じて15~35%)とする。

ロ. 次に定める品目については支払期間(最長限度)を従来比6か月延長する。

品目 支払期間

トレーラー、水泳プール 30か月(従来24か月)

キャンプ用品、ヨット等レジャー用船舶

ハ. 割賦販売にかかる個人向け融資の最長返済期間を下記のように延長する。

(イ) 融資額が10千ベルギー・フランから150千ベルギー・フランまでの融資については3か月間延長する。

(ロ) 融資額が150千ベルギー・フランから225千ベルギー・フランまでの融資については6か月間延長する。

(注) 根拠法令: 割賦販売およびその金融に関する法律(1957年7月9日公布)。

2. 今次措置に関連し、最近のベルギー経済の動向をみると、さる8月の公定歩合引下げ後も失業者数の増加が続く(7月末172.3千人→9月央177.9千人)など景気停滞が続く反面、消費者物価の騰勢は依然根強い(前月比上昇率、7月+1.0%→8月+0.8%→9月+0.9%)。政府はこうした状況にかんがみ、個人消費の促進により景気浮揚を図ると同時に、物価面への悪影響を極力回避するため今次措置を採ったものと、一般には受けとめられている。

◇ノルウェー、公定歩合を引下げ

ノルウェー中央銀行は10月6日、公定歩合を0.5%引き下げて5.0%とし、即日実施する旨発表した。公定歩合の変更は前回の引上げ(74年3月、4.5→5.5%)以来1

ノルウェーの主要経済指標

	1973年	1974年		1975年					
		第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	4月	5月	6月	7月
鉱工業生産*(1970=100)	115 (5.5)	119 (3.5)	119 (2.6)	121 (2.5)	119 (△ 0.8)	119 (0.9)	120 (6.2)	118 (△ 3.3)	118 (△ 0.8)
小売売上高*(1970=100)	130 (7.4)	145 (11.5)	147 (13.1)	153 (14.2)	160 (15.1)	168 (17.5)	177 (26.4)	167 (16.8)	161 (18.4)
失業率(%)	0.8	0.6	0.8	0.8	1.1	0.8			
失業者数*(千人)	12.8 (△13.5)	10.7 (△16.4)	12.4 (△ 3.1)	9.8 (△ 7.6)	14.3 (47.4)	17.8 (67.9)	17.6 (70.5)	17.9 (50.4)	20.4 (58.1)
時間当たり賃金(1970=100)	135 (0.7)	159 (17.8)	165 (20.4)	170 (20.6)	179 (25.1)				
消費者物価(1970=100)	122.4 (7.5)	133.9 (9.4)	135.1 (9.7)	138.1 (10.0)	144.3 (11.3)	147.4 (11.4)	146.5 (11.2)	147.1 (11.7)	148.7 (12.2)
卸売物価(1970=100)	117 (8.3)	138 (18.0)	141 (19.5)	145 (18.9)	149 (13.7)	147 (8.9)	148 (9.6)	146 (8.2)	148 (9.6)
輸出*(F O B)	月平均 1.ネ 十億	2.26 (25.6)	2.89 (27.9)	2.94 (34.9)	3.04 (17.4)	2.77 (0.4)	2.99 (5.3)	3.03 (6.3)	2.27 (△24.0)
輸入*(C I F)		3.00 (80.0)	3.88 (29.3)	3.84 (15.3)	4.06 (28.5)	4.00 (3.6)	4.77 (25.9)	5.65 (49.9)	4.07 (△ 0.7)
貿易収支*		△0.74 (△0.60)	△0.99 (△0.75)	△0.90 (△1.15)	△1.02 (△0.57)	△1.23 (△1.10)	△1.78 (△0.96)	△2.62 (△0.92)	△1.80 (△1.11)
金・外貨準備(期末・百万ドル)		1,575 (1,325)	1,929 (1,575)	1,867 (1,578)	1,929 (1,575)	1,715 (1,788)	2,075 (1,627)	1,839 (1,692)	1,898 (1,655)
マネー・サプライ M ₂ (期末・10億クローネ)		41.65 (12.5)	46.16 (10.8)	44.36 (11.5)	46.16 (10.8)				

(注) 1. *印は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減(△)率、()内は実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators. IMF, International Financial Statistics.

年半ぶりである。

今次引下げにつき同行では、「最近の国内経済不振と海外金利低下傾向等にかんがみて行ったもの」と説明している。

◇ノルウェー政府、価格凍結措置を発表

1. ノルウェー政府は9月5日、価格凍結措置の導入を決定、発表した。その対象はすべての価格とし、9月1日にそとして実施され、差し当たり本年末を期限とする。

2. 本措置は政府が昨秋提示した本年の経済見通しにおいてインフレ率の目標を平均11%以下としていたにもかかわらず、物価の騰勢はむしろここへきて強まっている事情にかんがみ実施されたものである。同時に、今秋予定される賃金契約改訂に際して労組側に対し適度な賃上げを誘導することにも配慮したものとの見方が一般に多い。

ノルウェーの消費者物価の推移

(カッコ内は前年同期(月)比増加率・%)

		消費者物価(1970=100)	
1973年		122.4	(7.5)
1974年		133.9	(9.4)
	第1四半期	129.7	(9.0)
	第2 シ	132.3	(8.8)
	第3 シ	135.1	(9.7)
	第4 シ	138.1	(10.0)
	12月	139.5	(10.5)
1975年	第1四半期	144.3	(11.3)
	第2 シ	147.4	(11.4)
	1月	143.4	(12.2)
	2 シ	143.9	(11.1)
	3 シ	145.5	(11.0)
	4 シ	146.5	(11.2)
	5 シ	147.1	(11.7)
	6 シ	148.7	(12.2)
	7 シ	151.5	(13.1)

◇フィンランド銀行、コール・マネー市場開設を発表

1. フィンランド銀行は9月1日、これまで慣行として行われてきた商業銀行間の翌日もの貸借取引を正式に制度化し、同行も参加する市場を開設する旨決定、発表した。

市場の運営要領は次のとおり。

(1) 同市場で取引を行うことのできる銀行は、フィンラ

ンド銀行およびその貸出取引先に限定される。

(2) 貸借取引は各銀行の資金ポジションが確定する各営業日の午後、電話により行われる。

2. 本制度創設の主たる目的は、金融市場における需給の短期的な急変動の影響を予防・緩和することにあり、とくに本取引にフィンランド銀行が介入することによって市場金利の乱高下を阻止することが可能になるとされている。

◇フィンランド、一部品目について輸入の自主規制を実施

フィンランド協同組合中央連合および卸売協同組合(注1)は8月下旬、一部非耐久消費財(織物、衣料、はき物等)の輸入について自主規制を行う旨発表した。

本措置の詳細は公表されていないが、本年3月に輸入預託金制度(注2)が導入された(4月号「要録」参照)にもかかわらず、その後も輸入は引き続きかなりの高水準で推移しており、輸出の減退傾向も加わって貿易収支の赤字が依然大幅であることからかんがみて実施されたものとみられている。期間は一応明76年3月までとされており、その輸入規制効果は上記輸入預託金制度のそれとあいまって年間輸入総額の1%(約300百万マルカ)程度と推定されている。

(注1) 「フィンランド協同組合中央連合」は、農村協同組合の連合体で、農業・酪農関係事業を行っている。一方「フィンランド卸売協同組合」は、主として都市の商業協同組合連合体。

(注2) フィンランド政府は、6月に外債対策としてIMFより95百万SDR相当額のスタンダードバイ・クレジットを借り入れた(6月4日IMF発表)際、IMFに対し「輸入預託金制度はできるだけ早い機会に緩和していく方針であり、遅くも76年3月24日までにはこれを撤廃する」との意向を表明している。

◇フィンランド、総選挙を実施

1. フィンランドでは、9月21、22の両日総選挙が実施された。選挙の結果は次表のとおりで、定数200議席の8割強を占める主要4党の勢力関係にはほとんど変化がみられなかった。現在、社会民主党のケイヨ・リンナモを首班とする暫定内閣がおかれて、同党を主軸に連立政権工作が進められているが、ケッコーネン大統領は、1960年代の人民戦線内閣(社会民主党、人民民主同盟<共産党>、中央党のバランスの上に成立)への復帰を希望しており、組閣工作は難航していると伝えられる。

2. 今回の選挙は、本年6月カルビ・ソルサ社会民主党党首を首班とする社会民主党、中央党(注1)、スウェーデン人民党(注2)、自由国民党による4党連立内閣が、インフレ高進・国際収支悪化等の経済危機打開策をめぐる社会民主党・中央党間の見解対立やこれに絡んだ政党間の

	1972年総選挙 後の議席数	1975年総選挙 後の議席数
社会民主党	55	54
人民民主同盟(共産党)	37	40
中央党	35	39
国民連合党(保守党)	34	35
統一党	0	1
スウェーデン人民党	10	10
自由国民党	7	9
小農党	18	2
キリスト教国民同盟	4	9
立憲国民党	0	1
その他2党	0	0
計	200	200

抗争等から総辞職したため、明76年1月に予定されていた総選挙を繰り上げて実施されたものである。

3. なお今回から、選挙権者の対象年齢を18歳以上に引き下げた(従来20歳以上)ほか、在外フィンランド人に対しても郵便投票の権限を与えたが、投票率は73.6%(前回まで80%程度)と戦後最低を記録したとされている。

(注1) 中央党…かつての農民同盟。

(注2) スウェーデン人民党…スウェーデン系フィンランド人の利益代表。

◇ポルトガル、アゼベド内閣の成立

1. ポルトガルでは9月19日、第4次ゴンサルベス内閣の後を受けてアゼベド内閣が成立した。新内閣の顔ぶれは別表のとおりであるが、従来とは異なり、4月の制憲議会選挙で第1党・第2党的地位を占めた社会党・人民民主党等中道左派からの入閣が目だち、反面共産党出身閣僚は1名にとどまったことが特徴的である。

2. なお、今次組閣の経緯をみると、以下のとおり。

(1) 8月8日に成立した第4次ゴンサルベス内閣が、国軍左派(共産党系)とテクノクラートのみによって構成されていたことから、アンツネス元外相(国軍少佐)を中心とする国軍稳健派(複数政党によるポルトガル独自の社会主義建設を標ぼう)およびカルバリヨ司令官を代表とする国軍極左グループ(政党政治を排除し軍民合同の直接人民管理方式を主張)等国軍内部の反ゴンサルベス勢力が急速に強まった。

(2) このためゴメス大統領は8月29日ゴンサルベス首相を更迭するに至った。

(3) その後任に国軍稳健派のアゼベドが任命され組閣工作が行われたが、閣僚メンバーの構成上、共産党出身閣僚の数をめぐり紛糾する等のう余曲折を経て、最終

的に下記の線に落ち着いた。

アゼベド内閣の主要閣僚		() 内出身
首	相	ピニエイロ・デ・アゼベド(軍人)
外	相	エルネスト・メロ・アンツネス(軍人)
内	相	アルメイダ・イ・コスタ(軍人)
情 報	相	アルメイダ・サントス(無所属)
藏	相	サルガード・ゼニヤ(社会党)
貿 易	相	ショルジイ・カンピーノス(同)
法 法	相	ピニエイロ・ファリニヤ(無所属)
農 業	相	ローペス・カルドゾ(社会党)
運 輸	相	シバルテル・ローザ(同)
通 信	相	マガリャエス・モッタ(人民民主党)
商 業	相	サー・ボルジェス(同)
社 会	相	ペイガ・デ・オリベイラ(共産党)
公共事業・環境	相	マルケス・ド・カルモ(無所属)
工 業	相	トマース・ローザ(軍人)
労 教	相	ビトール・アルベス(軍人)

◇南ア連邦、ランドの対米ドル中心レートを切下げ

1. 南アフリカ連邦政府は9月22日、ランドの対米ドル中心レートを17.9%切り下げ、1ランド当たり1.15米ドルとする旨発表した(旧レートは1ランド=1.40米ドル)。同国はさる6月、従来の小刻みなレート調整方式(managed floating)を廃止するとともに、「今後為替レート調整は内外の経済情勢が基本的に変化した場合のみ行う」との方針を表明していた(7月号「要録」参照)。今次切下げの背景について Horwood 蔵相は、「最近の金価格低下傾向は正にレート調整を必要とする情勢変化とみなすべきもの」と説明し、直接的には「ランドの投機売りが激化しており、これに伴う外貨準備の急減を放置できなかった」との事情を明らかにしている。なお金価格低下のもたらす影響としては、(1)先行き国際収支悪化をもたらすのみならず、(2)金鉱業部門の経営悪化と失業(とりわけ黒人)急増による国内不況の深刻化が挙げられる。

2. 一方、南ア準備銀行は9月30日、今次切下げに伴う国内物価への悪影響を回避するため、金融機関に対し短期流動資産準備率の引上げ(商業銀行: 49→55%、その他金融機関: 47→50%<実施は9月分月例報告の確認日から>)を発表した。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1975年第2四半期の成長率を発表

韓国銀行がさる9月発表したところによれば、本年第2四半期(4~6月)の実質成長率(暫定計数)は、前年同

韓国 の 実質成長率

(前年または前年同期比増減(+)率・%)

項	目	1974年	1975年	
			第1四半期	第2四半期
G	総額	8.6	5.0	6.9
	農林水産業	5.6	— 2.0	5.8
	鉱工業	17.0	7.5	9.6
	うち製造業	17.5	7.2	9.4
N	建設業および社会間接資本	5.4	14.3	18.0
	その他の	4.6	0.6	0.3
E	個人消費支出	5.4	4.9	5.0
	政府の財貨・サービス経常購入	15.0	14.8	16.3
	総投資	19.5	42.6	19.5
	うち国内総固定資本形成	10.2	36.9	19.6
	財貨・サービスの輸出 (控除) 財貨・サービスの輸入	— 2.3	— 12.4	2.0
		3.4	— 5.0	11.2

(注) 1970年不变価格による。

期比+6.9%となお低めながら、前期(同+5.0%)と比較すれば、若干の上昇となった。これは、民間消費が依然伸び悩みを示しているものの、政府による景気立て入れ(とくに公共投資、政府物資購入の上期集中実施)を映じて、建設業および社会間接部門が一段と高伸、また輸出の回復もあって鉱工業生産がやや持ち直したこと、農林水産業部門も麦類の豊作から上伸したことなどによるものである。

◇南ベトナム、デノミネーションを断行

南ベトナム臨時革命政府は9月22日、新通貨を発行し旧通貨と交換する旨発表、即日実施した。新措置の骨子は次のとおり。

- (1) 個人・企業は22日中に手持ち通貨を申告し、新通貨(南ベトナム dong)と交換すること。交換比率は、新通貨1ドンに対し500ピアストルとする。
- (2) 交換限度額を、一般市民は一家族当たり10万ピアストル、中小企業は10万ピアストル、大企業は50万ピアストルとしすべての外国人、外国籍企業にもこれを適用する。限度額を超える所持金はすべて国立銀行に登録・預金すべきこと。
- (3) 為替レートは、1米ドルに対し新通貨1.51ドンとする(旧通貨は755ピアストル)。
- (4) 旧通貨は23日以降、法貨としての価値を失う。

本措置について同政府は、新経済秩序を打ち建て南ベトナム人民の生活を安定させることができるのであるとしているが、具体的には旧体制の経済構造から脱却するとともに南北ベトナムの経済均質化を図り南北統一と社会主义経済建設を目指す政策の第一歩とみられている。なお、北ベトナム・ドンの為替レートは1米ドル当り約2.8ドンであり、南北通貨の統一は今後の課題として残された。

◇南ベトナム、新預貸金利を発表

南ベトナム国立銀行は9月27日、次のとおり新しく預貸金利を発表した(単位・年利%)。

(1) 預資金利

普通預金	5.04
定期預金(6か月)	6.12
民間企業の当座預金	3.6

(政府および政府機関の預金は無利子)

(2) 貸出金利

工業、運輸向け貸出	4.2
個人および民間企業向け貸出	7.2

◇タイ、1976年度予算案を発表

タイ政府は7月31日、1976年度(75年10月~76年9月)予算案を議会に提出した。本予算案の発表にあたりククリット首相は、引き続きインフレ抑制と景気回復に努めることを基本方針とし、貧富格差の是正と農村振興に新年度の重点を指向し、資産税の創設、低所得者層への医療費補助の導入、郡に対する補助金増大などの施策を織り込んだ旨強調した。なお、国家経済社会開発庁(NESDB)では、76年度の実質成長率は7.2%(75年度見込み5.2%)としている。

本予算案の特色、次のとおり。

- (1) 歳入面では、所得税が脱税防止などの徴税強化により、また輸出税が米穀輸出量の増加から、それぞれ大幅に伸長、土地・建物に対する資産税が新たに賦課されることもある、総額487億バーツと前年度(補正後)比31.0%増の見込み。
- (2) 歳出面では、経済開発費がかんがい・道路網の整備を中心に、国防費が米国の軍事援助削減から、それぞれ高い伸びを示しているほか、地域振興を目的に郡(tambol)への特別補助金が大幅に増額され、また、低所得者(月収1千バーツ以下)に対するバス料金および医療費の無料化に伴う補助金が新たに計上されたことから、総額627億バーツ、前年度比24.1%増となっている。

タイの1976年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1975年度 (補正後)	1976年度	前年度比 増減(△)率
歳入	所得税	5,800	8,500	46.6%
	うち個人分	2,350	3,500	48.9
	法人分	3,450	5,000	44.9
	資産税	—	1,200	—
	販売税	15,505	18,037	16.3
	関税	9,977	11,265	12.9
歳出	うち輸出入税	870	1,200	37.9
	輸入税	8,000	10,000	25.0
	米プレミアム	1,107	65	△ 94.1
	その他とも計	37,169	48,675	31.0
歳出	国防費	7,710	9,781	26.9
	教育費	9,876	12,487	26.4
	経済開発費	6,527	8,736	33.8
	うち農業	3,029	4,231	39.7
	交通・通信	3,217	4,207	30.8
	特別政策費	2,500	4,600	84.0
	うち郡への特別補助	2,500	3,500	40.0
	無料バス・医療補助	—	1,100	—
その他とも計		50,500	62,650	24.1
収支じり		△ 13,310	△ 13,975	5.0

(3) この結果、収支じりでは前年度に引き続き140億バーツの大幅赤字を計上、これを中央銀行、国立貯蓄銀行、商業銀行等からの借入れによって賄うかたちとなっている。

◇マレーシア、為替レート決定方式を変更

マレーシア政府は9月27日、同国通貨マレーシア・ドルの為替レートについてこれまでの限定的な変動相場制を廃止し、今後は米ドル、日本円、英ポンド等の主要貿易相手国通貨価値の加重平均(いわゆる通貨バスケット方式)により決定する旨発表した(翌営業日の29日から実施)。

同国は、73年6月に従来の固定相場制を放棄し、同国通貨の為替レートの変動幅のうち上限を撤廃し、下限(1米ドル=2.5947マレーシア・ドル)のみを維持した限定的な変動相場制へ移行した。しかしながら、本年6月ごろから米ドルが反騰したため、同国通貨の対米ドル相場が下落に転じ(5月30日1米ドル=2.262マレーシア・ドル→9月27日同2.581マレーシア・ドル)、しだいに下

限レートに接近し、現行制度のままで、早晚当局が大量のドル売りを余儀なくされる懸念がでていたものである。

◇インドネシア、1~6月中の外国人投資状況

外国投資委員会(Foreign Investment Board)がさる7月発表したところによると、75年1~6月中の外国人投資(認可実績)は21件、64百万ドルと前年同期に比べて件数、金額とも大幅に減少(件数-59.6%、金額-90.4%)、とくに投資金額の急減が目だっている。業種別には製造業(とくに織維)、不動産業が大幅減少をみており(それぞれ前年同期比-91.6%、-85.5%)、また、国別では74年に急増したわが国が34百万ドルと前年同期比77.6%減少したほか、西ドイツおよびオランダはゼロとなっている。

インドネシアの外国人投資認可の内訳

(単位・百万米ドル)

		1967年~ 74年累計	1973年	1974年	1975年 1~6月
業種	農業	86	4	1	8
	林業	487	30	11	0
	鉱業	1,003	0	0	0
	製造業	1,897	383	816	42
	うち織維	726	195	252	0
	化学会社	362	62	188	34
別別	金属・同加工	458	71	247	n.a.
	建設	52	14	13	3
	ホテル・観光	190	6	71	0
	不動産業	229	54	130	12
	その他とも計	4,035	510	1,052	64
国別	米国	527	24	12	13
	西ドイツ	139	3	135	0
	オランダ	157	20	92	0
	日本	938	200	394	34
	香港	367	78	130	3

資料: Bank Indonesia, Indonesian Financial Statistics 等。

◇インドネシア中央銀行、外銀から長期資金を借入れ

インドネシア中央銀行(Bank Indonesia)は、国営石油公社プルタミナの経営危機救済策の一環として、6月中に欧米および本邦の市中銀行との間で、次のような長期資金の借入れ(シンジケート・ローン)契約を結んだ。

調印日	貸し手	金額	金利 (LIBOR)	期間
6月6日	Morgan Guaranty Trust, Algemene Bank Nederland, Amex International, Bank of America, Banque Nationale de Paris, Chase Manhattanなど12行	425百万ドル	1 1/8%	7年 (うち据え置き2年)
6月16日	東京銀行	150百万ドル	1 1/8%	7年 (うち据え置き2年)

ブルタミナは、これまで巨額の海外借入れに依存して積極的な開発投資を遂行してきたが、今春来、石油輸出の落込みに加え、海外債務の返済期限到来から深刻な資金繰り難に陥っていた。今回の海外借入れは、同社の海外債務の返済(注)を中心銀行が肩代りして行うためのものとみられている。

(注) 同中央銀行によると、ブルタミナの本年度(75年4月～76年3月)中の海外債務返済所要額は11億87百万ドル。

◇インド、為替レートの決定方式の変更および切上げを実施

インド政府は9月24日、同国通貨ルピーの英ポンド・リンクを廃止し、25日以降ルピーの為替レートを主要貿易相手国通貨のバスケット方式により決定する旨発表した。

これをうけて同国準備銀行は、25日以降の新中心レートを1英ポンド当たり18.60ルピーから18.3084ルピーに切り上げる(切上げ率はIMF方式で1.6%)とともに、ルピーの対英ポンド相場が中心レートの上下各2.25%の限度を超えた場合には、同行が新しい中心レートを示すことと明らかにした(注)。

(注) 9月25日の対英ポンド相場(1英ポンド当たり)は次のとおり。

買い	18.26ルピー(前日 18.55ルピー)
売り	18.36 " (" 18.65 "

同国がこのような措置を採ったのは、最近の英ポンド相場の下落(7月初来9月24日までの対ドル・レート下落率-6.9%)に伴いこのところ輸入物価の上昇が目立ち、鎮静化に向かっていたインフレの再燃、貿易収支の赤字幅拡大などの懸念が強まってきたためとみられている。

◇イスラエル、平価切下げ等の緊急措置を実施

イスラエル政府は9月26日、貿易収支の改善と財政立て直しをねらい平価切下げを含む一連の緊急経済措置を断行した。同措置の骨子は次のとおり。

(1) 平価を1米ドル当たり6.36イスラエル・ポンドから同

7.00イスラエル・ポンドに切り下げる(切下げ率はIMF方式で9.2%)。

(2) 物品税(10%増)などの税率引上げ、公務員の人員削減(目標2千人)等を行う。

(3) ガソリン価格の引上げ(22%)などにより消費節約を図る。

同国では、貿易収支赤字の拡大に対処して本年6月にも平価切り下げを実施したが(7月号「要録」参照)期待したような効果があがっていない。このため、不振を続ける輸出(本年第2四半期、前期比-5.3%)を促進するために大幅な平価切下げを行うとともに、予想される石油輸入増加(同国はシナイ協定でアブルデス油田を失った)を抑制するためガソリン価格を引き上げ、また物品税率の引上げなどにより財政赤字(本年度5億米ドルの見込み)を極力縮小することをねらったものとみられる。

◇豪州、支払準備率を引上げ

豪州準備銀行は9月5日、商業銀行の支払準備率を9月16日以降1%引き上げ5.6%とする旨発表した。

今回の措置は、7月および8月(各1%、8月号「要録」参照)に続く第3次引上げで、商業銀行の流動性比率が引き続き高水準にある(5月26.7%、7月26.5%)ことに対処したもの。

共産圏諸国

◇中国銀行、香港で元建3か月定期預金を新設

中国銀行は、香港における同行支店および中国系12行で受け入れている元建定期預金(注1)につき3か月ものを新設(従来は6か月、1、2、3年ものの4種類)、9月8日からその取扱いを開始した。

中国系銀行筋では、中国人顧客を中心にかねてより短期もの新設の要望が強かったためこれに対処したものと説明しているが、現地西側金融筋では、外貨事情の悪化に悩む中国側が、金利面での魅力(注2)や人民元為替レートの安定もあって、ここ1年来好調な増勢を示しているとされる元建預金(預金残高は西側金融筋の推計で約15億香港ドル<3億米ドル相当>)のいっそうの吸引をねらったものとみる向きが多い。

なお香港では中国系銀行が預金吸収活動を積極的に展開する一方、本年11月には中国銀行が3番目の支店開設(前回は71年7月)を予定しているが、こうした動きはいずれも中国が同地の果たしている西側との取引窓口とし

ての役割を今後いっそう重視していくとの姿勢の現れとみられている。

(注1) 1970年5月に華僑の要請に応じて創設。受払いは香港ドル、換算は公示レート(9月18日現在 100香港ドル当り buying 38.46元、selling 38.66元)による。

(注2) 元建定期預金利推移(単位・年利%)。

	1973/3	74/11	75/1	75/3	75/9
3か月もの					3.0
6か月 "	4.5	7.0	6.0	5.0	5.0
1年 "	5.75	8.0	7.0	6.0	6.0
2年 "	6.25	8.25	7.25	6.25	6.25
3年 "	6.75	8.5	7.5	6.5	6.5

なお香港ドル建預金金利(年利・%)は本年3月以降、普通・通知預金2.5、定期3か月もの3.25、同6か月もの4.5、同1年もの5.5。